

板橋区ブロック塀等撤去工事費助成金制度について

大阪府北部を震源とする地震の教訓を受けて、通学路を利用する児童、不特定多数の通行人などに危険を及ぼす可能性のある民間所有のブロック塀等について、撤去を促進し、災害に強い安全なまちづくりを進めるための助成金制度の創設を報告する。

1 背景

平成7年度当時の通学路等に面するブロック塀等の実態調査の結果で、危険度が高い「D・Eランク」については、毎年建築技術職員による調査を実施している。今回、教育委員会等からの情報提供による区内小学校の通学路に面する民有地のブロック塀等の調査を行い、その調査結果を危険性が高いと判定された塀の所有者に対して、危険度の判断基準と上限額を設定した除却費の助成制度を時限付きで創設する。

2 助成金制度の概要

通学路を利用する児童、不特定多数の通行人などに危険を及ぼす可能性のある危険度が高い民間所有のブロック塀等について、除却費用を軽減する助成制度を創設することによって、危険性を解消し、災害に強い安全なまちづくりを進めるための撤去工事費助成金制度の開始を平成30年10月に予定する。

(1) 助成対象者

- ・区内においてブロック塀等を所有及び管理する者で、一定基準のブロック塀等の撤去工事を行うもの。(個人・一定の法人が対象)

(2) 対象物

- ① 区内に存するブロック塀等のうち、道路に面するもので区長が危険であると確認したもの。
- ② ブロック塀等の設置状況及び危険性を勘案して、区長が特に必要があると認めたブロック塀等。

(3) 助成金額等

- ① ブロック塀等の見付け鉛直面積に応じた1平方メートル当たりの助成金の額(40,000円)に、既設のブロック塀等の面積を乗じて得た額の合計額とする。
- ② 撤去工事に要する費用の助成負担率は100%とし、撤去工事に要する費用の上限額は30万円とする。(角地については上限額45万円とする。)